

水道工事における技術者の資格要件について

2022（令和4）年4月

鈴鹿市上下水道局

1. 格付に求められる資格要件

格付を希望する時点で、以下の技術者がそれぞれ1名以上在籍していること。なお、それぞれの資格要件を満たすものが同一であるかどうかを問わない。

（表1）

技術者の種類	資格要件
主任（監理）技術者	必須1及び必須2のいずれにも該当する者 （必須1）以下のいずれかに該当する者 ・ 土木施工管理技士（1級または2級） ・ 建設機械施工技士（1級または2級） ・ 建設業法第7条第1項第2号の規定年数以上の 実務経験を有する者 ・ 技術士法による同等の資格を有する者 （必須2）以下のいずれかに該当する者 ・ 給水装置工事主任技術者 ・ 管工事施工管理技士（1級または2級）
現場代理人	3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者
配管工1	配水管技能者（HPPE）
配管工2	下記の資格のいずれかを有する者。 ・ 配水管技能者（一般） ・ 配水管技能者（耐震）

※配水管技能者（HPPE）とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講修了者を指す。

※配水管技能者（一般）とは、（公社）日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「一般継手」に登録されている者を指す。

※配水管技能者（耐震）とは、（公社）日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「耐震継手」に登録されている者を指す。

2. 入札参加に求められる資格要件

以下の工事では、契約時に資格要件を満たす配管工 1 名以上の届出が必要となる。

(表 2)

工事の種類別	資格要件
水道配水用ポリエチレン管の融着接合を含む工事	3 か月以上の直接的な雇用関係にある配水管技能者（H P P E）
一般継手ダクタイル鋳鉄管（K 形管等）の接合を含む工事	3 か月以上の直接的な雇用関係にある配水管技能者（一般）
耐震継手ダクタイル鋳鉄管（G X 形管等）の接合を含む工事	3 か月以上の直接的な雇用関係にある配水管技能者（耐震）
口径 5 0 0 mm 以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の接合を含む工事	3 か月以上の直接的な雇用関係にある配水管技能者（大口徑）

※配水管技能者（大口徑）とは、（公社）日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「大口徑管」に登録されている者を指す。

※届出が必要となる資格要件は、工事毎の公告文書及び特記仕様書に記載する。

※本表に該当する資格者と前項の配管工が同一であるかどうかは問わない。

3. 現場での作業に求められる資格要件

以下の作業を行う場合は、その工種に適合した技術者 1 名以上の配置が必要となる。

(1) 配水管技能者（前項で届出した以外に現場への配置が必要な場合）

(表 3)

工事の種類別	資格要件
水道配水用ポリエチレン管の融着接合を含む工事	配水管技能者（H P P E）
一般継手ダクタイル鋳鉄管（K 形管等）の接合を含む工事	配水管技能者（一般）
耐震継手ダクタイル鋳鉄管（G X 形管等）の接合を含む工事	配水管技能者（耐震）
口径 5 0 0 mm 以上の耐震継手ダクタイル鋳鉄管の接合を含む工事	配水管技能者（大口徑）

(2) 地山掘削作業主任者

- ・ 2.0m 以上の掘削を伴う工事は必ず配置しなければならない。

(3) 土止め支保工作業主任者

- ・ 土止め支保を伴う工事は必ず配置しなければならない。

(4) 重機運転等に関する技術者

・重機運転等に関する以下の資格者を、必要に応じ配置しなければならない。

- 1) 3 t 以上：車両系建設機械運転技能者
- 2) 3 t 未満：小型車両系建設機械運転技能者
- 3) 移動式クレーン運転
- 4) 玉掛技能士

以上。

【2021 年度からの変更点】

1. 配管工の資格要件を変更

- ・ 格付要件の変更にあわせた区分に変更。